（略）											
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	四	一	一・五	(一)　大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(二)に掲げるものを除く。）にあつては、第三欄(1)(ロ)の値は、六とする。 (二)　医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ八、二・五とする。				
一三二	医薬品製剤製造業	一	二	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（第三欄(1)(ロ)の値は、二・五とする。					
一三八	合成香料製造業	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ三・五、二とする。					
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	三	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ三・五、二とする。					
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二	三・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。					
一四九	コークス製造業	一	一・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（第三欄(1)(ロ)の値は、二とする。					
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	二・五	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。					
（略）											

（略）											
一三一	医薬品原薬・製剤製造業	一・五	六	一	一・五	医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ八、二・五とする。					
一三二	医薬品製剤製造業	一	二・五	一	一・五						
一三八	合成香料製造業	二	三・五	一	二						
一三九	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	二	三・五	一	二						
一四二	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	二	三・五	一	二						
一四九	コークス製造業	一	二	一	一・五						
一五一	自動車タイヤ・チューブ製造業	一・五	二・五	一	二						
（略）											